

2010年9月1日

適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西  
理事長 榎 彰徳 殿

株式会社 ECC  
総務部長 下出 周敏



貴団体におかれましては、益々ご隆盛の段お喜び申し上げます。  
貴団体からご送付を受けました2010年8月11日付「お問い合わせ」の、ご質問事項3点  
に関しまして、下記のとおりご報告いたします。

記

1. 特商法に基づいた法定書面交付（以下、新書面）の開始は、2010年9月1日以降と  
します。  
交付対象は、受講契約期間が2ヶ月を超え、かつ支払総額が5万円を超える月払いコ  
ース(月謝払い制)の契約者全員とします。  
特商法対象月払いコース（月謝払い制）用の新書面を同封しました。
2. 2010年6月14日から2010年8月31日の期間中に月謝払い制受講契約がなされた場  
合は、旧書面（自主規制用交付書面一月謝支払い用、貴団体入手済み書面）を交付し  
旧書面の規定に基づいて対応してきました。  
ついては、該当期間に締結した契約者に対して、2010年9月1日以降に新書面を交付  
し再告知します。  
契約の解除等が発生した場合は、新書面の規定に基づいて対応いたします。
3. 2010年6月14日以前に契約された現在籍中の全既契約締結済者に対し、2010年9月  
1日以降に新書面を交付し再告知します。  
契約の解除等が発生した場合は、新書面の規定に基づいて対応いたします。

以上、ご報告申し上げます。